

佐賀県訓令甲第9号

本 庁  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条、第7条、第8条）					別表第1（第2条、第7条、第8条）				
区分	被貸与者	貸与品			区分	被貸与者	貸与品		
	職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)
1	略				1	略			
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(11) 略				2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(11) 略			
	(12) 農林業研究補助業務に従事する職員並びに農林業業務に従事する農業技術員及び技術員	略 地下足袋 <del>又は</del> 運動靴	略	略		(12) 農林業研究補助業務に従事する職員並びに農林業業務に従事する農業技術員及び技術員	略 地下足袋、 運動靴 <del>又は</del> 安全靴	略	略
	(13)～(24) 略					(13)～(24) 略			
	(25) 循環型社会推進課で廃棄物対策業務に従事する職員	略				(25) 循環型社会推進課で廃棄物対策業務に従事する職員	略		

改正前				改正後				
					(26) <u>文化課又は名護屋城博物館に勤務する職員で文化財保護業務に従事する職員</u>	<u>夏作業服A (上、下)</u> <u>冬作業服A (上、下)</u> <u>ゴム長靴</u>	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	<u>3</u> <u>3</u> <u>3</u>
		(26) <u>その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員</u>	略		(27) <u>その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員</u>	略		
3～6 略				3～6 略				
注1・注2 略				注1・注2 略				

附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。